

改正障害者差別解消法の周知について（令和6年度）

※○は令和6年度の新規取組

	しゅうちほうほう 周知方法	しゅうちたいしゅう 周知対象	しょうさい 詳細	じき 時期
1	HP への掲載	くみん じぎょうしゃとう 区民、事業者等	①障害者差別解消法について ②合理的配慮について ③新しい生活様式に関する障がいのある方への理解と配慮について	つうねん 通年
2	区報一面への掲載	くみん じぎょうしゃとう 区民、事業者等	障害者週間に合わせて、区報一面で周知	12月
3	職員対応要領周知	くしよくいん 区職員	対応要領を、区職員周知用掲示板に掲載	4月
④	①区パンフレット、 ②国法改正チラシの配布	おおたく 大田区 しょうてんがうれんごうかい 商店街連合会	おおたくしょうてんがうれんごうかい ぜんたいかい 大田区商店街連合会（全体会）で配布	5月28日（火）
⑤	周知用動画の配信（YouTube）	くみん じぎょうしゃとう 区民、事業者等	周知用動画を作成し、大田区公式チャンネルへ配信	8月から
⑥	周知用スライドショーの投影 （本庁舎プロジェクター）	くみん じぎょうしゃとう 区民、事業者等	周知用スライドショーを作成し、本庁舎のプロジェクターに投影	12月（障害者週間）
⑦	区公式Xでの周知	くみん じぎょうしゃとう 区民、事業者等	周知用動画の配信等について周知	8月及び 12月（障害者週間）
8	庁内研修	くしよくいん 区職員	福祉管理課と合同開催。 当事者による講話、学識経験者による講話（合理的配慮について）、 障害福祉課職員による講話（区職員の対応要領について等）	10月23日（水）
⑨	「障がいのある人に対する情報保障 のためのガイドライン」の周知拡大	くしよくいん くみん じぎょう 区職員、区民、事業者等	区職員向けに作成しているガイドラインを、区民や事業者など広く活用できるようホームページに掲載する。	7月